

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券報告書の訂正報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の2第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成19年12月21日

**【事業年度】** 第13期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

**【会社名】** 株式会社フージャースコーポレーション

**【英訳名】** Hoosiers Corporation

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役 廣岡 哲也

**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区丸の内一丁目8番1号

**【電話番号】** 03(3216)8400

**【事務連絡者氏名】** 管理本部次長 金子 恭 恵

**【最寄りの連絡場所】** 東京都千代田区丸の内一丁目8番1号

**【電話番号】** 03(3216)8400

**【事務連絡者氏名】** 管理本部次長 金子 恭 恵

**【縦覧に供する場所】** 株式会社フージャースコーポレーション 埼玉支店  
(埼玉県さいたま市南区南浦和二丁目36番8号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月25日に提出いたしました第13期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_線を付しております。

## 第一部 【企業情報】

### 第4 【提出会社の状況】

#### 6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

～ (省略)

その他

当社の取締役は10名以内とする旨、定款で定めております。また、取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、定款で定めております。

(2)～(7) (省略)

(訂正後)

(1) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

～ (省略)

その他

当社の取締役は10名以内とする旨、定款で定めております。また、取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、その選任決議は累積投票によらないものとする旨、定款で定めております。

(2)～(7) (省略)

(8) 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役及び監査役の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合に、取締役会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を定款に定めております。

また、社外取締役と社外監査役に対しては、会社法第423条第1項の賠償責任について法令で定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができ、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額とする旨を定款に定めております。

(9) 自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

(10) 中間配当(剰余金の配当等の決定機関)

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(中間配当)をすることができる旨を定款に定めております。

(11) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議は、議決権を行使できる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。